

学校組織の見直しに関する検討委員会

第1回 資料

平成19年12月25日（火）

高知県教育委員会教育政策課

「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（抜粋）

平成17年10月26日

中央教育審議会

第3章 地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める

一学校・教育委員会の改革一

(1) 学校の組織運営の見直し

ア 学校の自主性・自律性の確立

○ 学校が主体的に教育活動を行い、保護者や地域住民に直接説明責任を果たしていくためには、学校に権限を与え、自主的な学校運営を行えるようにすることが必要である。現状でも、校長の裁量で創意工夫を発揮した特色ある教育活動を実施することが可能であるが、人事面、予算面では不十分な面がある。

権限がない状態で責任を果たすことは困難であり、特に、教育委員会において人事、学級編制、予算、教育内容等に関し学校・校長の裁量権限を拡大することが不可欠である。

○ 教職員の人事について校長の権限を拡大することが必要である。人事権を有する教育委員会において、例えば、教員の公募制やF A（フリー・エージェント）制などを更に推進することが求められる。

○ 学級編制を含めた指導方法の工夫改善については、各学校がそれぞれの実情に応じて個別に判断することが適当である。このため、各学校が個別に学級編制を行うなど学校の判断が尊重されるよう現行の学級編制の仕組みを見直す必要がある。

○ 教育内容に関する学校の裁量を拡大するとともに、予算面で、学校の企画や提案に基づいた予算の配分や、用途を特定しない裁量的経費の措置など、学校裁量の拡大を更に進めることが必要である。このため、学校の設置者である教育委員会においては、教育委員会規則の改善や学校予算の配分方法の工夫などを一層進めることが求められる。

○ 以上のように、学校の裁量を拡大し、地域や学校の特色を生かした多様で個性的な教育が展開されるようにするためには、その土台として、確固とした教育条件が整備されていることが不可欠である。次章で述べるように、教職員、学校施設、教科書という教育の最も基本的な条件の整備は、特に確実に行われることが必要である。

○ 学校運営を支える機能の充実のため、教頭の複数配置を引き続き推進したり、主任が機能するよう更にその定着を図ることが重要である。それとともに、今後、管理職を補佐して担当する校務をつかさどるなど一定の権限を持つ主幹などの職を置くことができる仕組みについて検討する必要がある。

また、事務の共同実施や共同実施組織に事務長を置くことを検討するなど、学校への権限移譲を更に進めるための事務処理体制の整備を進めることが必要である。

- 機動的な学校運営のため、前述の教頭の複数配置や主任制、主幹制なども活用しつつ、校長が、その権限と責任において決定すべき事項と、職員会議等を有効に活用することがふさわしい事項とを区別して学校運営に当たることが重要である。

これによって、学校的意思決定が、校長のリーダーシップの下に、高い透明性を確保し、公平・公正に行われることが重要である。また、決定した事項についての教育委員会や校長等の説明責任が常に意識されることが重要である。

- 教師が以前に比べ多忙になり、子どもと触れ合う時間が確保できないという指摘がある。今後、学校が処理する事務・業務の見直しや、国・都道府県・市区町村が行う調査等の精選により、学校の負担軽減を図ることが必要である。

資料 2

「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について（答申）」（抜粋）

平成 19 年 3 月 10 日

中央教育審議会

副校長その他の新しい職の設置に関する事項

教育基本法に学校教育においては体系的な教育が組織的に行われなければならないとの規定（第 6 条第 2 項）が置かれたことを踏まえ、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るために、幼稚園、小・中学校等に次のような職を置くことに関する規定を設けること。

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、副校長、主幹及び指導教諭を置くことができるとし、それぞれの職務として、次のような趣旨を規定すること。
 - ・ 副校長： 校長を補佐し、校務を整理するとともに、校長から任された校務について自らの権限で処理すること。
 - ・ 主幹： 校長、副校長及び教頭を補佐するとともに、校長から任された校務について、校長等が判断・処理できるよう、とりまとめ整理すること。あわせて、児童生徒等の教育を担当すること。
 - ・ 指導教諭： 他の教諭等に対して、教育指導に関する指導・助言を行うとともに、児童生徒等の教育を担当すること。

学校教育法 (抜粋)

昭和 22 年 3 月 31 日法 26

最終改正平成 19 年 6 月 27 日

- 第三十七条** 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。
- ② 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
 - ③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
 - ④ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - ⑤ 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
 - ⑥ 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
 - ⑦ 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
 - ⑧ 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
 - ⑨ 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
 - ⑩ 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
 - ⑪ 教諭は、児童の教育をつかさどる。
 - ⑫ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
 - ⑬ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
 - ⑭ 事務職員は、事務に従事する。
 - ⑮ 助教諭は、教諭の職務を助ける。
 - ⑯ 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
 - ⑰ 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
 - ⑱ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。
 - ⑲ 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

※第三十七条の規定は、中学校、特別支援学校に準用される

※第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項の規定は、高等学校に準用される

第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

- ② 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。
- ④ 実習助手は、実験又は、実習について、教諭の職務を助ける。
- ⑤ 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- ⑥ 技術職員は、技術に従事する。

(2) 副校長等の新たな職の設置

○学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることとした。

(各職の職務内容)

- ・副校長 : 校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭 : 校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭 : 児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

ポイント

1. 新たな職の設置の趣旨

校長のリーダーシップの下、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、新たな職として副校長(幼稚園においては、副園長)、主幹教諭、指導教諭を置くことができることになりました。

これらの新たな職は、任意に設置することができる職であり、その設置については、学校や地域の状況を踏まえ、各地方公共団体において判断されることになります。

2. 新たな職の任用

副校長等の新たな職への任用に当たっては、適切な選考を実施し、それぞれの職にふさわしい者が任用されること、選考の基準を要綱等で定め、公表することなどを通じて、適正かつ公正な選考を行うことが求められます。

また、副校長等の職が適切に機能し、各教職員の適切な役割分担と協力の下で教育活動や校務運営が円滑かつ効果的に行われるよう、適正な校務分掌を整えることが必要です。

3. 新たな職の処遇等

各地方公共団体において、副校長等を配置する場合には、その職務に応じ、適切に処遇する必要があります。

4. 副校長

副校長は、校長から命を受けた範囲で校務の一部を自らの権限で処理することができます。一方、教頭は、校長を助けることの一環として校務を整理するものです。

副校長と教頭を併せて置く学校においては、教頭は、校長及び副校長を補佐する立場となります。

なお、副校長の資格については、省令において定めることとしています。

5. 主幹教諭

主幹教諭は、命を受けて担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理し、他の教諭等に対して指示することができます。

一方、主任は、校長の監督を受け、担当する校務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たるものです。

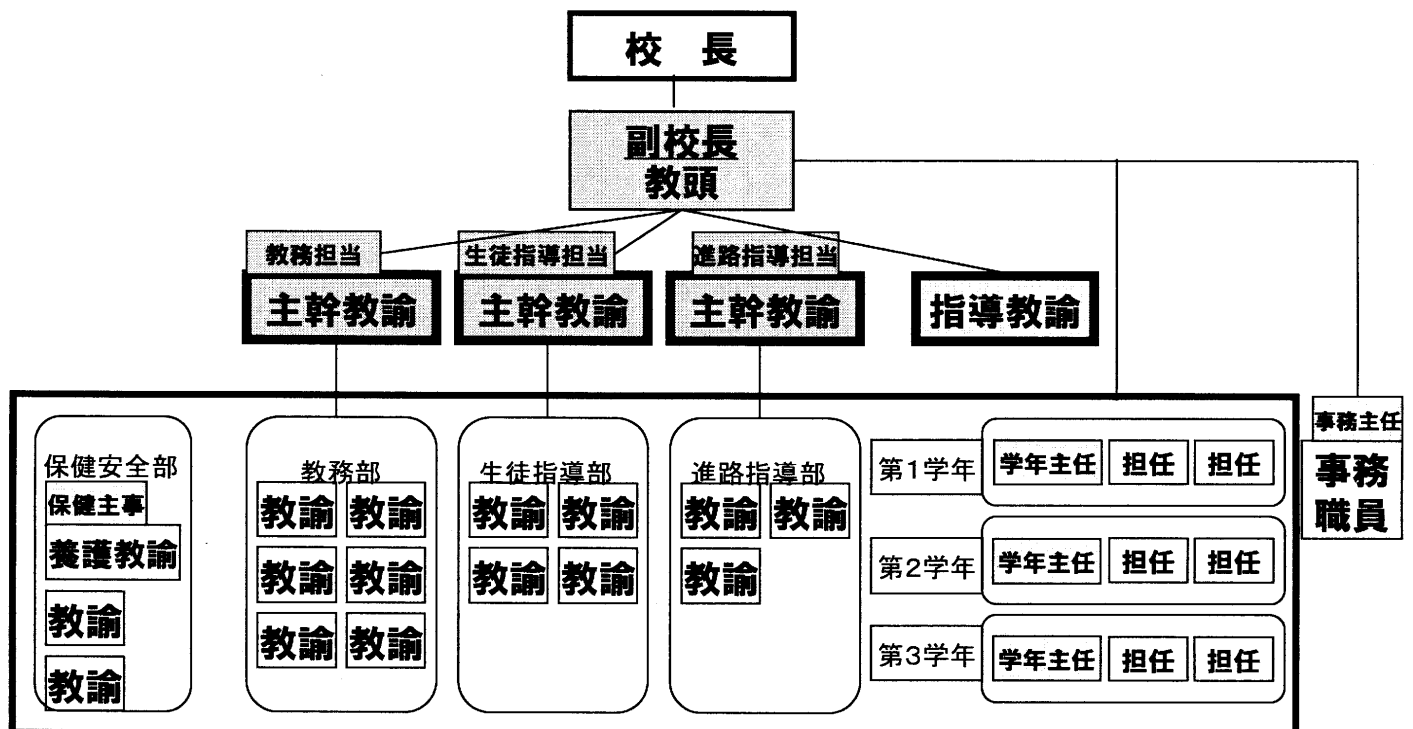
なお、主幹教諭を置く学校における主任の取扱いについては、省令において定めることとしています。

6. 指導教諭

指導教諭は、学校の教員として自ら授業を受け持ち、所属する学校の児童生徒等の実態等を踏まえ、他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行います。

指導教諭を設置することによって、個々の教員の授業力が向上し、各学校において優れた教育実践が行われることが期待されます。

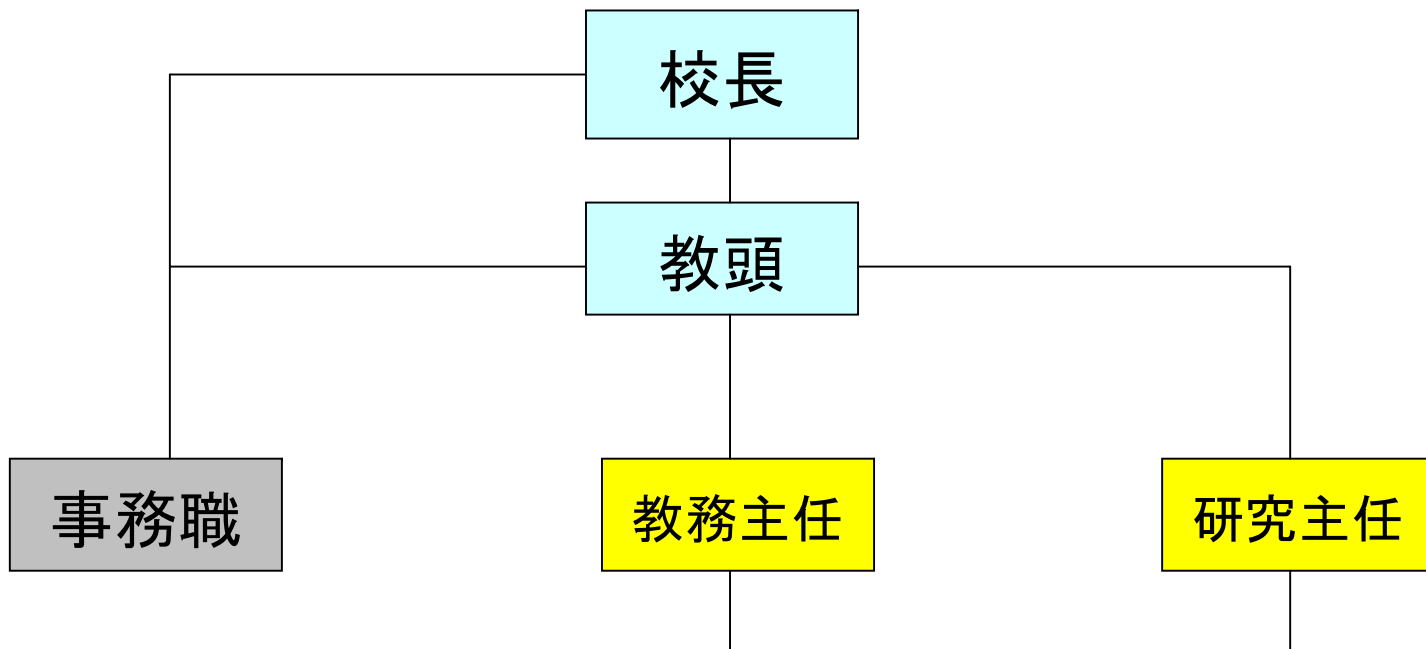
改正後の学校の組織運営のイメージ(中学校の例)



校長		<p>○校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育の管理 ・ 教職員の管理 ・ 児童・生徒の管理 ・ 学校保健の管理 ・ 施設・設備の管理
教頭		<p>○教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる</p> <p>○教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育目標・教育理念、教育課程、生徒指導、進路指導、組織運営、教職員の指導、施設設備、事務、PTA地域社会
教諭等	教務主任	○校長の監督を受け、教育計画の立案・実施、時間割の総合調整、教科書・教材の取り扱い等教務に関する事項について、教職員間の連絡調整に当たるとともに、関係教職員に対する指導、助言にあたる
	学年主任	○校長の監督を受け、学年の経営方針の設定、学年行事の計画・実施等当該学年の教育活動に関する事項について、当該学年の学級担任及び他の学年主任、教務主任、生徒指導主事等との連絡調整に当たるとともに、当該学年の学級担任に対する指導、助言にあたる
	保健主事	○校長の監督を受け、学校保健計画の立案・実施、学校における保健管理と保健教育の調整、学校保健委員会の組織・運営等学校における保健管理の総括的責任者となり、一般教員、養護教員並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整にあたる（養護教諭も充てる事ができる）
	生徒指導主事 (中学、高校、特別支援)	○校長の監督を受け、学校における生徒指導計画の立案・実施、生徒指導に関する資料の整備、生徒指導に関する連絡・助言等生徒指導に関する事項について、教職員間の連絡調整にあたり、関係教職員に対する指導、助言にあたる
	進路指導主事 (中学、高校、特別支援)	○校長の監督を受け、進路指導に関する学校の全体計画の立案、進路情報の収集、整理及び生徒の進路相談等進路指導に関する事項をつかさどり、当該事項についての連絡調整にあたり、関係教職員に対する指導、助言にあたる
	研究主任	○校長の監督を受け、研究計画の立案その他の研究に関する事項について連絡調整及び指導、助言にあたる
	人権教育主任	○校長の監督を受け、人権教育を推進するための企画その他の人権教育に関する校務をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言にあたる
事務職員		<p>○校長、教員が職務を円滑に遂行するために、必要な諸処の仕事に従事する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校経営への参画に関する事、学校事務全般に関する事、予算に関する事、施設・設備に関する事、文書管理に関する事、給与・旅費の支給に関する事、渉外に関する事

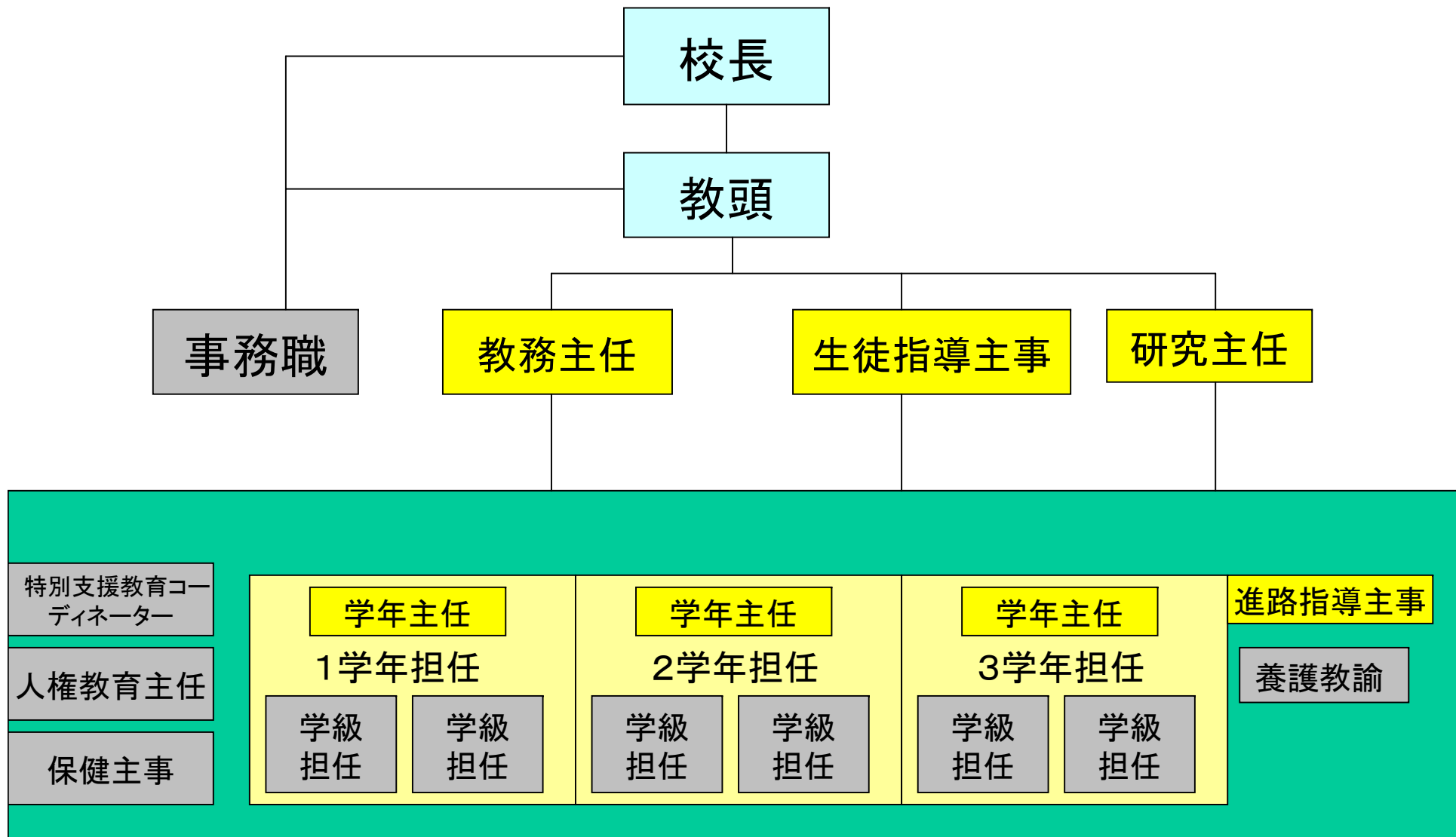
(注)教務主任、学年主任、保健主事は、全国で全校種必置。研究主任、人権教育主任は、県独自で設置。

小学校の学校運営組織の例

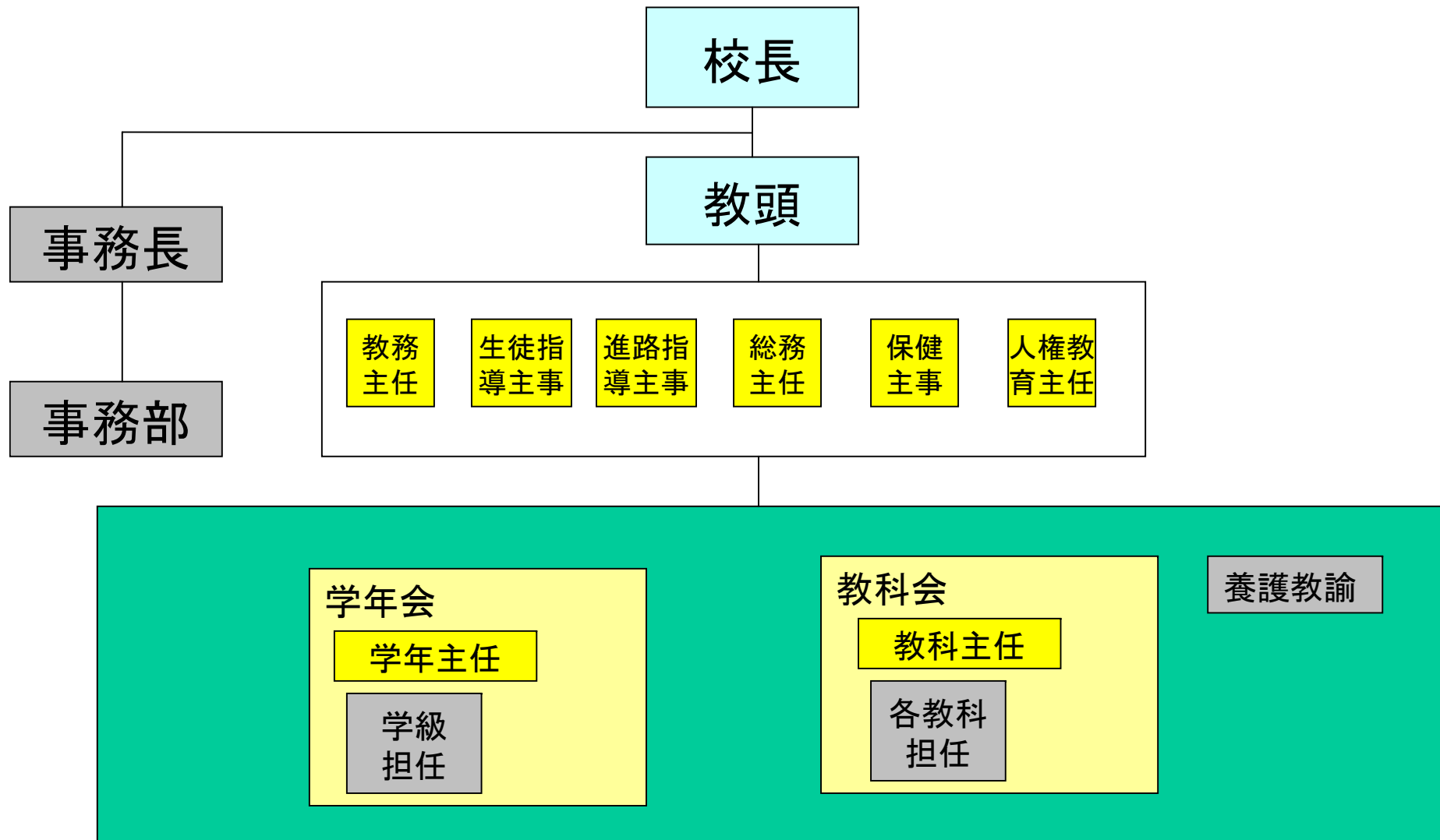


特別支援教育コーディネーター	学年主任	学年主任	学年主任	学年主任	学年主任	学年主任
人権教育主任	1学年担任	2学年担任	3学年担任	4学年担任	5学年担任	6学年担任
保健主事	学級担任	学級担任	学級担任	学級担任	学級担任	学級担任
養護教諭	学級担任	学級担任	学級担任	学級担任	学級担任	学級担任

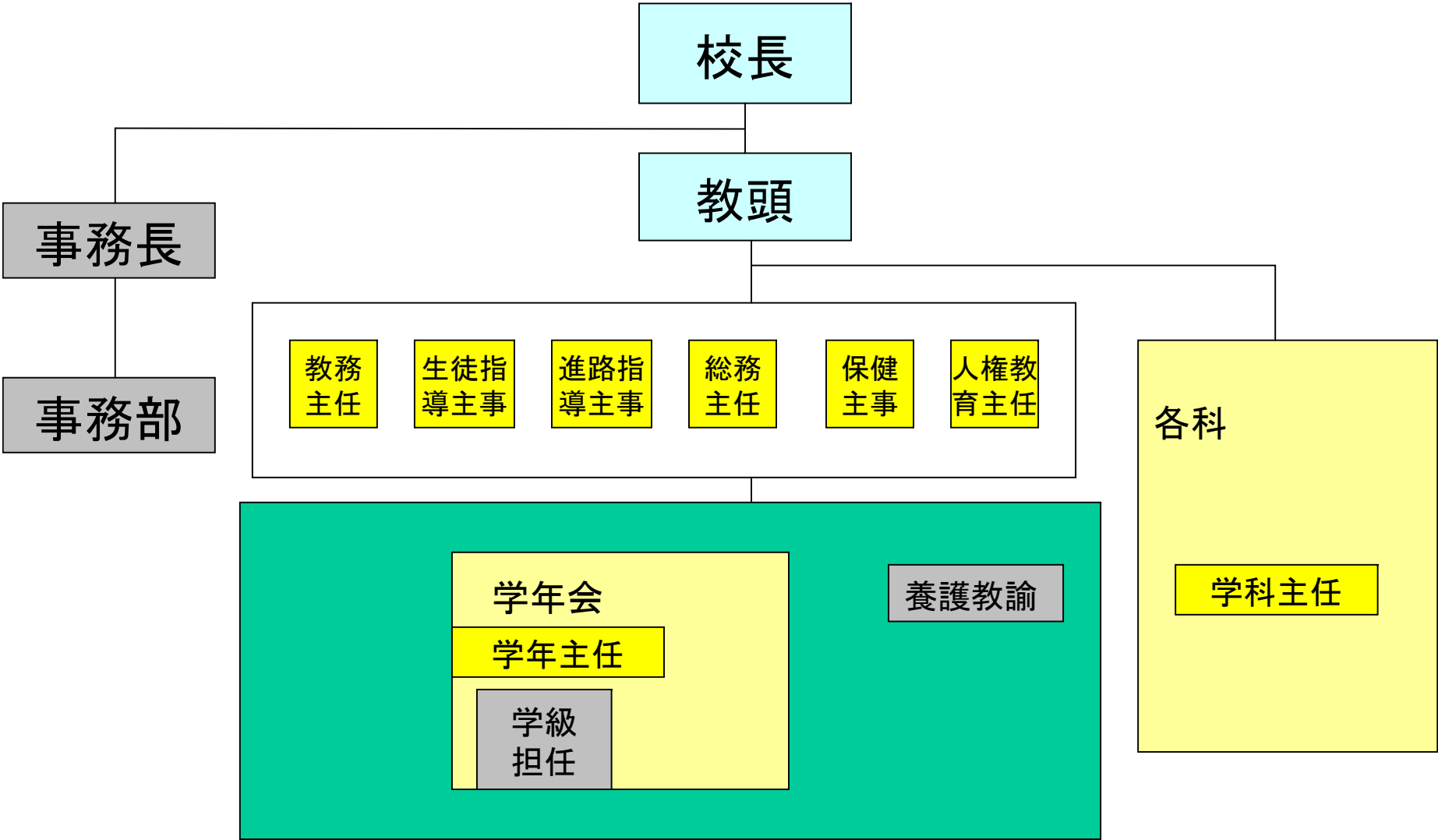
中学校の学校運営組織の例



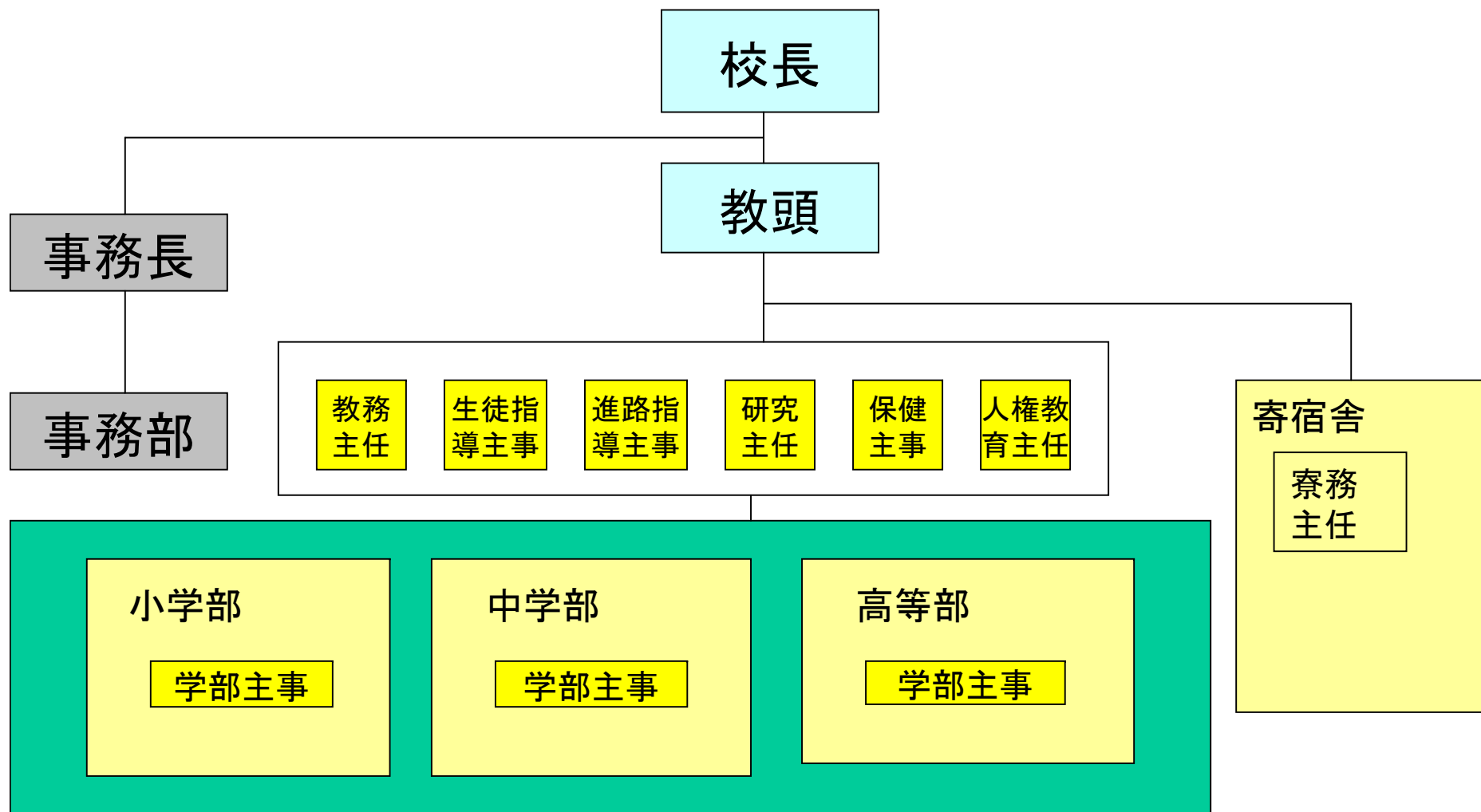
高等学校の学校運営組織の例(普通高校)



高等学校の学校運営組織の例(専門高校)



特別支援学校の学校運営組織の例



主任制度の概要

1 主任制度化の趣旨

学校において明るく伸び伸びとした教育が行われ、教育目標が達成されていくためには、教育活動を円滑かつ効果的に展開し、調和のとれた学校運営が行われるような教職員の組織が必要である。このため、従来から、学校には、校長・教頭の下に校務を分担する組織が校務分掌として整えられ、それぞれの分野についてリーダーである教諭が主任等の名称で呼ばれている実態があった。

主任制度化の趣旨は、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるためのものである主任等のうち、全国的に共通した基本的な主任等については、その設置と職務内容を明確にすることにより、その役割の充実を期待し、学校がいわゆる有機的一体性をもって教育活動を活発にし、教育水準の維持向上を図ることにある。

2 主任制度の経緯

- (1) 昭和46年の中教審答申（「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について」）において、校長の指導と責任の下に校務を分担する主任等の組織の確立の必要性が指摘された。
- (2) 昭和50年12月26日に文部省令（学校教育法施行規則）の改正が行われ、昭和51年3月1日から施行された。

3 主任等の性格

主任等は、それぞれ教育計画の立案その他教務に関する事項、学年の教育活動に関する事項等について他の教員に対し指導助言を行い、また教員間の連絡調整等を行なうものであり、教諭等としての職務を担任すると同時に、主任等としての職務を併せ担任する。

このように、主任等には、他の教員を指揮監督するという立場（いわゆる中間管理職）ではなく、経験や識見を生かし学校運営上の中核的存在としてリーダーシップを発揮することが期待されている。

また、他の教員もこれに積極的に協力する姿勢が必要である。

4 主任等の選任

主任等は、職ではないので、任命行為として行われるのではなく、教諭に対し、校務分掌を命ずる職務命令として命じられる。したがって主任等を命ずるのは校長である。

資料 8

学校教育法施行規則 抜粋

【第二十二条の三】 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任又は学年主任を置かないことができる。

- ② 教務主任及び学年主任は、教諭をもつて、これに充てる。
- ③ 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ④ 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

【第二十二条の四】 小学校においては、保健主事を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- ② 保健主事は、教諭又は養護教諭をもつて、これに充てる。
- ③ 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当る。

【第二十二条の五】 小学校には、事務主任を置くことができる。

- ② 事務主任は、事務職員をもつて、これに充てる。
- ③ 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

【第二十二条の六】 小学校においては、前三条に規定する教務主任、学年主任、保健主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

※第二十二条の三から第二十二条の六までの規定は中学校に準用される

※第二十二条の三、第二十二条の四及び第二十二条の六の規定は高等学校、特別支援学校に準用される

【第五十二条の二】 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- ② 生徒指導主事は、教諭をもつて、これに充てる。
- ③ 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

【第五十二条の三】 中学校には、進路指導主事を置くものとする。

- ② 進路指導主事は、教諭をもつて、これにあてる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

※第五十二条の二及び第五十二条の三の規定は高等学校、特別支援学校の中等部及び高等部に準用される

【第五十六条の二】 二以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置き、農業に関する専門教育を主とする学科を置く高等学校には、農場長を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは、学科主任又は農場長を置かないことができる。

- ② 学科主任及び農場長は、教諭をもつて、これに充てる。
- ③ 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ④ 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。

【第五十六条の三】 高等学校には、事務長を置くものとする。

- ② 事務長は、事務職員をもつて、これに充てる。
- ③ 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

※第五十六条の二の規定は、特別支援学校の高等部に準用される

※第五十六条の三の規定は、特別支援学校に準用される

③組織として機能する学校づくり

学校は、それぞれが明確な目標を持ち、同じ方向に向かい一丸となって取り組むことが必要である。そのためには、管理職のリーダーシップを高めるとともに、学校組織の在り方の見直しが求められる。

また、部活動についての考え方の整理も必要である。

教育改革の取組で、組織的な取組により成果を上げている学校もあり、そういった例も参考に、ベンチマークとなるような学校組織の在り方についての検討を期待する。

更に、管理職（小・中・県立学校）の登用には、校長推薦制の導入など一層の工夫も求められる。

《委員の意見》

- ・開かれた学校づくりなど、学校間に取組の温度差があり、学校管理職のリーダーシップが不十分である。
- ・管理職は経営・管理をし、教えるスペシャリストには、それを認めた職として待遇するようにはどうか。
- ・教頭の仕事は負担が多く、なりたいという意識が持ちにくいいため、校務のスリム化を図り、教頭本来の役割を果たせるようにはどうか。
- ・教頭職が大切で、教務主任の段階から育てていくシステムが大切ではないか。その意味から教務主任の研修が弱いのではないか。
- ・教員の仕事の仕分けが十分でないことや、学校組織としての対応が不十分なことから、教員は多忙で、ゆとりがない。
- ・中学校の部活動についての考え方の整理が必要である。
- ・部活動を地域の体育指導員に支援してもらうなど、社会教育の支援も求め、学校の業務をスリム化することが必要である。
- ・人事考課制度を補う意味から、学校の教職員全員から評価を受ける双方向評価を導入してはどうか。また、児童生徒による評価の他、保護者や第三者評価など、多様な評価を入れることが必要である。
- ・管理職登用に当たっては、校長からの推薦を制度化してもらいたい。

4 よりよい職場づくりに向けて② ～中・長期的な取組～

「2 問題点の構造化と考察」で不祥事発生の原因を探る中で、それらを解決していく根本的な取組により、よりよい学校づくりを行うことこそが、不祥事を防止するうえで最も効果的であるとの結論に達した。

ここでは、これまでの教育改革の取組や県教育委員会の各施策を、不祥事対策の視点を交えながら、より充実させるためにどのように取り組んでいくかについて考察する。

(1) 教職員の意識改革や好ましい職場文化の醸成

[考察]

- ① 教育公務員としての責任を自覚し、不祥事を断固として起こさない強い意識を持つことが大切である。
- ② 学校全体として目標達成に取り組んだり、管理職が適切に評価して必要な指導や助言を行ったりすることは、教職員に充実感や達成感を与え、意欲や責任感を高め、結果として不祥事を起こさない職場づくりにつながる。
- ③ 学校全体として一つの目標に向かって取り組む職場文化を教職員が自ら築いていくことが、職場の仲間から不祥事を出したくないという思いにつながる。
- ④ 孤立している教職員や学校内外でストレスを抱えている教職員に対するサポートといったメンタルヘルスに関する能力が、管理職には必要である。
- ⑤ 教職員と管理職が信頼関係を築くことで、管理職に何でも話せる職場の雰囲気をつくり、不祥事につながる芽を事前に摘み取ることもできる。また、何でも言い合える教職員同士の信頼関係を築くことも必要である。

[対策]

- ① 教職員が教育公務員としての責任の重さを自覚し、一丸となって学校教育目標の達成に取り組むことができるよう、管理職を中心とした学校組織の在り方を見直す。
 - 例1) 現在ある教頭や校務分掌上の主任等の役割を明確化する。
 - 2) 副校長、主幹教諭、指導教諭などの職階の在り方を検討する。
- ② 学校組織を見直す中で、近い将来、管理職となる人材の育成も図る。
- ③ 管理職のマネジメント研修においては、研修したことが実際の学校組織でどう生きているか、管理職自らが検証することが必要であり、県教育委員会として、資料提供や実践の例示などの支援を行う。
 - 例1) 学校評価の外部評価で学校経営について客観的な評価を得る。
 - 2) 教職員による校長評価を実施して教職員の思いを把握する。
- ④ 職業能力育成型人事評価制度の趣旨等について再度徹底するとともに、管理職の評価能力を高めるための評価者研修を継続していく。
- ⑤ 教職員が安心感や帰属意識を持ち、教育公務員としての責任を自覚しながら、職務に専念することができるようにするために、外部の不当な要求等に対し、管理職を中

不祥事対策研究会のまとめ「今、職場が変わるとき」(抜粋)

心に組織として対応する体制をつくる。

- ⑥ 教職員相互が率直に意見をぶつけ合ったり、困ったことを相談し合ったりできる風通しのよい職場づくりを進める。

例1) 学校の職務分担を見直し、会議の効率化を図るなど、自由に話し合うことのできる時間を生み出す。

2) 職員室や教科準備室等の在り方を見直したり、談話室やミーティングルームを充実したりするなど、ハード面の整備を進める。

3) 教育に対する真摯な取組を教職員が相互に認め合う双方向評価を取り入れる。

5 よりよい職場づくりに向けて③ ～今後の重点的な取組～

不祥事の懲戒事由別の対策と中・長期的な取組について述べてきたが、県教育委員会として、今後、特に重点をおいて取り組む内容をまとめる。

(1) 各学校での話し合いの工夫

「不祥事対策研究会のまとめ」を参考に、各学校でよりよい学校づくりの観点から話し合い、不祥事防止に向けた堅実な取組を行う。

枠囲みのコラムに示した手法や資料(4)「決意の公表についての取組調査のまとめ」の「話し合った内容の例」等を参考に、各学校に合った話し合いの方法を工夫する。

また、これまでに県教育委員会から出されたサービス通知やチェックリスト等を職場内でもう一度読み返してみることで、よりよい学校づくりとして取り組むことができること、よりよい職場づくりとして職員間で互いに守るべきことを、改めて考えることができる。

(2) 各学校を支援する教育委員会の取組

市町村教育委員会及び県教育委員会は、各学校の主体的な取組を支援する。

県教育委員会は、学校の主体的な取組を尊重するとともに、組織やシステムの見直しなどを通して不祥事の起こりにくい職場環境を整える。

[具体的な取組例]

ア 学校組織の見直し

学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るための組織の見直しを、副校長、主幹教諭、指導教諭の設置に関する研究も含めて検討する。

イ 部活動の指針の策定

部活動における基本的な考え方を整理し、学校における運動部活動の方向性について検討して、平成20年度に「部活動の指針」の策定を行う。